

「岡崎市脱炭素関連事業者登録制度」事務取扱要領

令和7年4月1日施行

「岡崎市脱炭素関連事業者登録制度」事務取扱要綱（以下「要綱」という。）に基づく登録に関する事務について、必要な事項を次のとおり定める。

（登録の申請）

第1条 要綱第3条第1項に規定する岡崎市脱炭素関連事業者登録制度申請書は様式第1号の定めるところによる。

2 同条第1項第1号に規定する誓約する書類は様式第2号の定めるところによる。

（登録の実施）

第2条 要綱第4条第2項に規定する登録の実施をした場合の通知は様式第3号により行うものとする。

（登録の拒否）

第3条 要綱第5条第2項に規定する登録の拒否をした場合の通知は様式第4号により行うものとする。

（変更の届出）

第4条 要綱第6条第1項に規定する登録の内容に変更があった場合の届出は様式第5号の定めるところによる。

2

（削除の届出）

第5条 要綱第7条第1項に規定する登録簿からの削除の届出については様式第6号の定めるところによる。

（登録の取消し）

第6条 要綱第9条第2項に規定する登録を取消した場合の通知は様式第7号の定めるところによる。